

第5章

東日本大震災を踏まえて速やかに
講じた対応

第5章 東日本大震災を踏まえて速やかに講じた対応

東日本大震災では、緊急消防援助隊等の消防機関の活動や被災した消防防災施設・設備の復旧に多大な費用を要することが見込まれた。そのため、消防庁は、平成23年度補正予算による予算措置を講じた。

また、東日本大震災の災害現場等で尽力した消防機関に感謝の意を表すための「感謝の集い」等の対応を行った。

本章では、第3章で記述した消防職団員・消防関連施設の被害及び第4章で記述した消防職団員の活動を受けて消防庁等が速やかに講じた補償等の対応について記述する。

なお、本文中の通知・事務連絡等の全文は、資料編を参照のこと。

また、政府は、復旧・復興財源確保の一環として、平成23年度における公債の発行の特例に関する法律により、国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することとした。

消防庁の関連事項としては、原則として平成23年度補正予算（第1号）の具体的な内容（例えば、緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償、被災地における消防防災施設・設備の緊急復旧、緊急消防援助隊設備の無償使用制度活用による整備、賞じゅつ金等）は本章で記述した。

なお、東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえた平成23年度補正予算（第3号）及び平成24年度当初予算のうち消防防災通信基盤の整備・高度化、緊急消防援助隊の機能強化、消防防災体制の充実、消防防災技術の調査研究の推進及び震災における消防活動等の経験の集積・検証等、東日本大震災以降の具体的な防災対策の内容については第6章で取り上げた。

東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等を行うための緊急防災・減災事業については、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）等によって、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源について地方財政措置を講じた。これは事業費の全額を地方債で充当し、その70%が公債費方式により基準財政需要額に算入されるものである。

5.1 予算措置の全体像¹⁾²⁾

平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部により「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定された。この中で国による復興の基本的な考え方とともに復興を支援する仕組みとして「使い勝手のよい交付金」が創設された。また、その財源は、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯して負担することを基本とした。

復興の基本方針に従い、平成23年度の補正予算によって、当面緊急に必要な東日本大震災関連経費（災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、災害対応公共事業関係費、施設災害復旧費、災害関連融資関係経費、地方交付税交付金等）の追加等が行われた。その一方、子ども手当の減額、高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結、基礎年金国庫負担の年金特別会計へ繰入の減額等の既定経費の削減が行われたほか、国有財産売却、公務員人件費等の見直し等により財源の確保が図られた。

1) 復興庁 東日本大震災からの復興の基本方針（8月11日改定）平成23年8月
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000056.html>（平成25年1月21日参照）

2) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

表 5.1-1 平成23年度補正予算(第1号)の概要¹⁾

(単位:百万円)

事業名		平成23年度 第1次補正予算額
I	被災地で活動を続ける緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償	25,634
	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金)	20,120
	東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴う緊急消防援助隊等の出動経費(原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金)	1,800
	被災県内において応援活動を行った消防機関の活動経費(災害発生県内消防応援活動費交付金)	383
	消防職団員に対する賞じゅつ金	3,330
II	被災地における消防防災施設・設備の緊急復旧	28,082
	消防防災施設災害復旧費補助金	20,779
	消防防災設備災害復旧費補助金	7,303
III	緊急消防援助隊設備の災害対応力の緊急増強	8,440
	緊急消防援助隊設備の緊急整備(無償使用制度の活用)	8,440
合計		62,156

消防庁は、表5.1-1に示すとおり、平成23年5月2日に成立した平成23年度補正予算(第1号)によって、緊急消防援助隊等の消防機関の活動に要した出動経費、消防職団員に対する賞じゅつ金、震災等で大きな被害を受けた消防防災施設・設備の復旧・復興、緊急消防援助隊の災害対応力の緊急増強など、消防力の迅速な復活・充実強化を図るための費用に関する予算措置を講じた。

さらに表5.1-2に示すとおり、平成23年11月21日に成立した平成23年度補正予算(第3号)によって、東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえ、消防職団員に対する賞じゅつ金、被災地における消防防災設備の復旧費用の積増しをはじめ、消防防災通信基盤の緊急整備、緊急消防援助隊の機能強化、消防団員の安全対策の推進等を図るための費用に関する予算措置を講じた。

表 5.1-2 平成23年度補正予算(第3号)の概要¹⁾

(単位:百万円)

事業名		平成23年度 第3次補正予算額
I	1次補正の積増しなど	9,562
	消防職団員に対する賞じゅつ金	5,070
	消防防災設備災害復旧費補助金	4,266
	無償使用制度により整備した消防設備の復旧	48
	消防職団員の惨事ストレス対策	19
	消防庁の危機管理能力の向上	159
II	消防防災通信基盤の整備・高度化	16,131
	消防防災通信基盤の緊急整備	15,181
	住民への災害情報伝達手段の多様化	950
III	緊急消防援助隊の機能強化・消防防災体制の充実	7,603
	緊急消防援助隊活動拠点施設の整備(無償使用制度による設備整備を含む)	5,608
	地域防災の中核を担う消防団員の安全対策の推進	1,995
IV	消防防災技術の調査研究の推進/震災における消防活動等の経験の集積・検証	510
	震災・津波を踏まえた調査研究、消防技術研究開発の充実	451
	消防機関等の活動記録の集積・調査分析等	60
合計		33,806

1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html> (平成25年1月21日参照)

また、表5.1-3に示すとおり、平成24年4月5日に成立した平成24年度当初予算において、平成23年度補正予算の積増しとして、被災地における消防防災施設・設備の災害復旧、緊急消防援助隊の機能強化、消防防災通信基盤の整備、地域における消防防災インフラの強化等を図るための費用について予算措置を講じた。

表5.1-3 平成24年度当初予算の概要¹⁾

(単位:百万円)

事業名		平成24年度 当初予算額
I	被災地における消防防災施設・設備の災害復旧	14,316
	消防防災施設災害復旧費補助金	9,496
	消防防災設備災害復旧費補助金	4,820
II	通信基盤の整備、地域における消防防災インフラの強化	961
	消防防災施設整備費補助金	723
	消防団の充実強化	190
	自主防災組織の育成等	23
	津波避難対策の推進	25
III	緊急消防援助隊の機能強化	7,212
	緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,897
	緊急消防援助隊の設備の充実強化(無償使用制度)	2,292
	緊急消防援助隊活動拠点施設に係る調査・検討	23
IV	火災予防、危険物事故防止対策等の推進、救急救命体制の強化	387
	石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化	387
合 計		22,876

1) 消防庁ホームページ その他 政策など：消防庁の政策・予算など 平成24年度消防庁予算の概要
http://www.fdma.go.jp/other/seisaku_yosan/pdf/2012_yosan_gaiyo.pdf (平成25年1月21日参照)

5.2 被災地における消防防災施設・設備の復旧

東日本大震災で大きな被害を受けた消防防災施設・設備の復旧、消防力の迅速な復活・充実強化を図るため、平成23年度補正予算（第1号）、平成23年度補正予算（第3号）及び平成24年度当初予算において、合計46,664百万円の予算措置を講じた。

5.2.1 ▶ 災害復旧費補助事業の概要¹⁾

災害復旧費補助事業とは、東日本大震災において被災した消防関連の施設及び設備の復旧を速やかに実施するために必要となる経費を、補助金として被災地方公共団体に対して交付するものである。

災害復旧費補助金には、消防防災施設を対象とした消防防災施設災害復旧費補助金（以下「施設補助金」という。）と消防防災設備を対象とした消防防災設備災害復旧費補助金（以下「設備補助金」という。）がある。

5.2.2 ▶ 補助金の概要²⁾³⁾

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。）第7条（消防施設の復旧に要する経費の補助）に基づき、東日本大震災による被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧に要する経費の3分の2を補助している。

補助事業の対象者及び対象施設・設備は、以下のとおりである。

1 対象者

補助事業の対象者は、東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合である。

2 補助対象施設・補助対象設備

補助対象施設及び補助対象設備は、それぞれ表5.2-1及び表5.2-2のとおりである。

表5.2-1 補助対象施設²⁾

補助対象施設	
1	消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。）
2	消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。）
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。）
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム（施設分）
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

1) 消防庁 災害復旧費補助金の概要
 2) 消防庁 消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱（最終改正平成24年4月6日消防消第88号）
 3) 消防庁 消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（最終改正平成24年4月6日消防消第89号）

表 5.2-2 補助対象設備¹⁾

	補助対象設備
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車(林野火災対策用)
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇
26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム(Jアラート)
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)
40	その他の消防の用に供する設備

5.2.3 ▶ 無償使用制度に係る消防設備の復旧措置²⁾

総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができることとした(消防組織法第50条)。

この無償使用制度により地方公共団体が使用していた救助・救急機器や放射線防護資機材などの消防防災設備の一部が東日本大震災で使用不能となったため、消防庁において必要な資機材を再度調達することになった。

平成23年度補正予算(第3号)でこれらの被災して使用不能となった設備を復旧するために、48百万円の予算措置を講じた。

1) 消防庁 消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱(最終改正平成24年4月6日消防消第89号)

2) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>(平成25年1月21日参照)

5.3 緊急消防援助隊等の活動経費に対する補償

5.3.1 ▶ 緊急消防援助隊の活動費負担金の概要¹⁾

平成15年6月に消防組織法が改正され、消防庁長官が、都道府県知事又は市町村長に対して緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を指示できるとされた。

「指示」による出動は、長官の「求め」による出動とは異なり、一定の強制力を有するため、これにより増加し又は新たに発生した費用については、国が負担することになった。これが緊急消防援助隊活動費負担金の制度である。

負担金の交付にあたっての手續は、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」に定められた。

平成23年度補正予算(第1号)では、20,120百万円の予算措置を講じた。実績報告により認定された負担金は申請する地方公共団体等の負担はなく、全額国庫負担である。

緊急消防援助隊の負担金の交付を受けられる対象者及び負担金の対象経費は、以下のとおりである。

1 対象者

交付金の対象者は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体である。

2 対象となる経費

交付金の対象となる経費は、以下のとおりである。

緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第3条(抄)

(1) 緊急消防援助隊の隊員の手当

長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

(2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費

長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費

ア 鉄道賃・航空賃等

イ 日当

ウ 宿泊費、食卓料

(3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設(消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。)に係る修繕料(隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。)及び役務費(点検費、運搬費など)

(4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの(同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。)の購入費(隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。)

(5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費

(6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費

(7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料(宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費(宿泊費)が支給されている場合には、重複しないものに限る。)

(8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費(食糧費については、第2号の旅費(日当、宿泊費、食卓料)が支給されている場合には、重複しないものに限る。)

3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱の改正

東日本大震災発生時点の交付要綱は、部隊派遣を伴わない都道府県は、交付対象とされていないため、政令上対象とされている経費にあっても直接交付を受けられない制度となっていた。

1) 消防庁 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱

そこで、平成24年11月、対象者に当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体を追加するよう交付要綱の改正を行った。

この改正により、緊急消防援助隊の隊員・資機材の輸送や出動途上の休息場所の提供等に際し、都道府県が支援を行いやすい財政的環境を整備することにより、都道府県隊としての一体的かつ効率的な後方支援活動を促進することが可能となった。

5.3.2 ▶ 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金の概要¹⁾

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所（以下この項において「福島第一原発」という。）事故の発生に伴い、福島第一原発に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊並びに福島県及び福島県内の市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊（以下「福島県隊」という。）の的確かつ迅速な活動を確保するとともに消防機関から福島第一原発に施設を貸与することにより福島第一原発の自衛消防力の向上を図り、もって福島第一原発事故による被害の軽減を図ることを目的として、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金に関する制度が設けられ、「原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱」に定められた。

平成23年度補正予算（第1号）では、1,800百万円の予算措置を講じた。交付申請する地方公共団体等の負担はなく、全額国庫負担である。

なお、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱によれば、対象者及び負担金の対象経費は、以下のとおりである。

1 対象者

交付金の対象者は、緊急消防援助隊等の隊員及び施設の属する地方公共団体並びに福島第一原発の自衛消防力向上のために福島第一原発に施設を貸与した地方公共団体である。

2 対象となる経費

交付金の対象となる経費は、以下のとおりである。

原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱第3条（抄）

(1) 緊急消防援助隊等の隊員の手当

福島第一原発事故の発生に伴い、福島第一原発事故に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊及び福島県隊（以下「緊急消防援助隊等」という。）の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

(2) 緊急消防援助隊等の隊員の旅費

緊急消防援助隊等の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費

ア 鉄道賃・航空賃等

イ 日当

ウ 宿泊費、食卓料

(3) 緊急消防援助隊等の活動のために使用した

当該緊急消防援助隊等の施設（臨時的な活動拠点等簡易な施設、消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

(4) 福島第一原発の自衛消防力向上のために福島第一原発に貸与した消防機関の施設に係る修繕料及び役務費（点検費、運搬費など）

(5) 緊急消防援助隊等の活動のために使用した当該緊急消防援助隊等の施設が、当該活動のために使用したことにより滅失等した場合における当該滅失等した施設に代わるべきもの（以下「代替施設」という。）の購入費及び当該購入に係る事務経費等（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

1) 消防庁 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱

- (6) 福島第一原発の自衛消防力向上のために消防機関が福島第一原発に貸与した施設が、福島第一原発での活動のために使用したことにより滅失等した場合における代替施設の購入費及び購入に係る事務経費等
- (7) 緊急消防援助隊等の活動のために必要な施設の購入費及び賃借料並びに当該購入及び賃借に係る経費
- (8) 緊急消防援助隊等の活動のために要した燃料費
- (9) 緊急消防援助隊等の活動のために要した消耗品費
- (10) 緊急消防援助隊等の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
- (11) 緊急消防援助隊等の活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

写真 5.3-1 楢葉分署に設置の監視モニター²⁾

(2) 水利の確保

双葉地方広域市町村圏組合消防本部管内の防火水槽は震災の影響により約10%が使用不能になっており、20km圏内に所在する29の住宅密集地のうち、防火水槽が設置されていない8地域における火災の急性期の対応（中継体制が整うまでの間）に備えて、平成24年6月から順次交付金により地上設置型防火水槽（写真5.3-2）を配備した。

写真 5.3-2 双葉町役場駐車場に設置の防火水槽²⁾

3 警戒区域等における交付金の活用¹⁾²⁾

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金を活用して、消防力の向上を図った。以下に交付金で配備した消防防災施設及び主な消防防災設備を示す。

(1) 警戒区域内の各町への監視カメラの設置

20km圏内警戒区域の火災を早期に発見するために、毎日巡回警戒を実施し、管内全域の防火体制の強化を図っているが、補完するために交付金により、立入が制限されている各町（楢葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町）の役場屋上等に監視カメラを設置し、平成24年4月1日から火災を早期発見できる体制運用を開始した（写真5.3-1）。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 活動概要報告 平成24年10月

2) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金事業に係る現状報告書 平成24年11月

さらに、大規模火災時の消火活動に備え、長時間使用できる消防用水を確保するため、交付金により、河川から大容量（2,500ℓ/min以上）の給水が可能な高性能ポンプ（写真5.3-3）を平成24年9月に浪江消防署に配備した。



写真5.3-3 浪江消防署に配備の高性能水中ポンプ¹⁾

(3) 臨時的活動拠点施設の建設¹⁾

警戒区域の設定により既存庁舎が使用不能となったための代替措置として、楢葉分署敷地内に軽量鉄骨軸構造（プレハブ構造）2階建の臨時的活動拠点施設を建設（写真5.3-4）し、災害対策指揮本部としての機能を集約、さらに消防救急無線デジタル化等の施設整備を図ることから交付金により建設した。



写真5.3-4 楢葉分署敷地内に設置の臨時的活動拠点施設¹⁾

5.3.3 ▶ 応援消防機関の活動費交付金補償制度の概要²⁾

東日本大震災による災害発生市町村では、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊とともに、災害発生県内の消防機関が活動し、当該災害発生市町村以外の市町村に属するもの（以下「応援消防機関」という。）の応援活動（以下「県内消防応援活動」という。）も盛んに行われた。この応援消防機関の活動によって増加し又は新たに必要となる消防に要する費用については、その一部を国が交付することとし、被災県内において応援活動を行った消防機関の活動費交付金補償制度が設けられた。

平成23年度補正予算（第1号）では、383百万円の予算措置を講じた。交付申請する地方公共団体等の負担は10%で、国庫負担は90%である。

1 対象者

交付を受けられる対象者は、都道府県である。

2 対象となる経費

交付金の対象となる経費は、県内消防応援活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、「災害発生県内消防応援活動費交付金交付要綱」第3条に定められたものである。

1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金事業に係る現状報告書 平成24年11月

2) 消防庁 災害発生県内消防応援活動交付金交付要綱

災害発生県内消防応援活動費交付金交付要綱**第3条 (抄)**

(1) 応援消防機関の隊員の手当

応援消防機関の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出勤及び活動について支給された次のアからカの手当

- ア 特殊勤務手当
- イ 時間外勤務手当
- ウ 管理職員特別勤務手当
- エ 夜間勤務手当
- オ 休日勤務手当
- カ 出勤手当

(2) 応援消防機関の隊員の旅費

応援消防機関の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出勤及び活動について支給された次のアからウの旅費

- ア 鉄道賃・航空賃等
- イ 日当
- ウ 宿泊費、食卓料

(3) 県内消防応援活動のために使用した当該応援消防機関の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

(4) 県内消防応援活動のために使用した当該応援消防機関の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

(5) 県内消防応援活動のために要した燃料費

(6) 県内消防応援活動のために要した消耗品費

(7) 県内消防応援活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

(8) 県内消防応援活動のために要したその他の物件費（食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

5.4 消防関係法令に係る緊急措置¹⁾

消防庁では、以下のとおり地方公共団体等に防災対策のなお一層の強化を求めるとともに、被災地の早急な復旧・復興に向け、安全確保を前提としつつ経済的な負担軽減対策及び防災資機材の支援を図るため、消防関係法令・通知に係る緊急措置を講じた。

5.4.1 ▶ 危険物施設に対する規制の期限延長

東日本大震災の被災地では、危険物施設も大きな被害を受けた。そのため、平成22年に行った危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の改正で設けた地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る技術上の基準の経過措置期間を、一定の安全性の確保を条件に3年間（平成28年1月31日まで）の延長が可能となるよう、同規則の改正を行った（平成23年総務省令第129号、平成23年9月15日公布・同日施行）。

5.4.2 ▶ 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策の徹底

東日本大震災により、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においても相当の被害が発生したため、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について」（平成23年3月28日消防特第35号）を関係道府県消防主管部長宛に発出した。

地震により被害を受け又は被害を受けたおそれのある石災法第15条に規定する特定防災施設等を設置する特定事業者において、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）第15条第1項に規定する総合点検と同様の点検を実施するなど安全の確認を図るとともに、異常の認められた特定防災施設等に対して適切な保安対策を講じることを依頼した。

5.4.3 ▶ 防火対象物及び危険物施設に係る消防法令の運用

東日本大震災に対応して、「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について（通知）」（平成23年3月28日消防予第92号）及び「平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について（通知）」（平成23年3月28日消防危第52号）を各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に発出し、東日本大震災で被災し又は被災したおそれのある防火対象物及び危険物施設について、防火対象物の使用に際しては消防用設備等を事前に点検することを当該防火対象物の関係者に指導することや、危険物施設について迅速な点検を行い、安全を確認すること等を当該施設の所有者等に指導することを要請するとともに、被災者となった消防設備士、危険物取扱者等は講習の受講期限の延長等が可能であることを周知した。

5.4.4 ▶ 危険物の取扱い等に係る留意事項の周知

東日本大震災においては、危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、被災地においてガソリン、軽油、灯油等の燃料が不足した。また、被災地では、避難所をはじめ、危険物施設以外の場所において危険物を取り扱う必要が生じた。

このような状況をかんがみ、被災地でガソリン等を安全に取り扱うための留意事項を広く周知するため、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について」（平成23年3月16日事務連絡）、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発資料の送付について」（平成23年3月17日事務連絡）を各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁・各指定都市消防本部宛に発出した。

1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

5.4.5 ▶ 応急仮設住宅の防火対策

発災後初めての冬期を迎えるにあたって、応急仮設住宅における防火対策等の徹底を要請する通知が厚生労働省から発出されたことを受け、平成23年10月31日に応急仮設住宅のある岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県の各県の消防防災主管課宛に「東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等について（情報提供）」（平成23年10月31日事務連絡）を発出した。

さらに、早急に火災発生時の対策を確立させるため、「応急仮設住宅における早急な消火体制の確立等について」（平成23年12月2日消防消第207号）を関係各県消防防災主管部長宛に発出した。この通知の中で以下の留意事項を示している。

1 消防水利の確保及び点検

- 「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、防火水槽等の消防水利を確保すること。また、消防水利の確保が困難な場合においては、応急仮設住宅の受水槽の活用等、早急に消防水利の基準に準じた水利を確保すること。
- 消防水利（消防水利の基準に準じた水利を含む。）の定期的な点検を実施し、水量等の状況を確認すること。

2 消火体制の早急な確立

- 応急仮設住宅の位置、構造等をはじめ、周辺の地理・水利状況を直ちに確認し、現地状況の把握を行うこと。
- 水槽付消防ポンプ自動車の活用や消防団との連携強化など、それぞれの応急仮設住宅における消火体制を直ちに定め、不測の事態の発生にも対応できるよう万全の対策を確立すること。

5.5 被災・活動した消防職団員への対応

5.5.1 ▶ 殉職した消防職団員への対応

1 公務災害補償

消防職員には、公務又は通勤中に死亡、障がい又は負傷をした場合は、地方公務員災害補償法により地方公務員災害補償基金から一時金等及び年金が支給される。

一方、消防団員には、団員が消防団活動等で負傷、障がい、死亡の身体的損害を受けた場合に消防組織法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）に基づいて市町村及び消防団員等公務災害補償等共済基金から一時金等及び年金が補償される。東日本大震災においては、平成24年5月末時点で198人の消防団員が公務災害の認定を受けている。

なお、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第254号）により、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が支払う掛金を団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げ、改正前後の差額の支払期限を同年12月末にする特例を設けた。掛金の引き上げに伴う、市町村の財政負担の増加に対応するため、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により、約200億円の特別交付税措置を平成23年9月20日に実施した。

2 消防職団員に対する賞じゅつ金¹⁾

賞じゅつ金の支給は、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡した消防職団員に対し、消防庁長官表彰とあわせて賞じゅつ金を支給することで、本人や家族の精神的苦痛を見舞い、あわせて爾後（じご）の生活の安定を図り、消防職団員が後顧に憂いなくその業務を遂行するため支給するものである。なお、生前の功績を

称えるため、殉職者特別賞じゅつ金として殉職時の賞じゅつ金の最高額である1人当たり3,000万円を支給した（国のほか、県及び市町村からも同様に賞じゅつ金が支給されている）。

平成23年度補正予算（第1号）では、3,330百万円の予算措置を講じ、平成23年度補正予算（第3号）でさらに5,070百万円の予算を積増した。

3 東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭²⁾

平成23年11月29日、財団法人日本消防協会主催、消防庁の後援による、東日本大震災消防殉職者等全国慰霊祭が、天皇皇后両陛下の御臨席（写真5.5-1）のもと、日本消防会館ニッショーホールにおいて、厳粛に挙行された（写真5.5-2）。

ニッショーホール正面に祭壇が設けられ、全国の消防殉職者の霊位が祀られた。新たに239柱の御霊が合祀され、慰霊祭には、当時の野田佳彦内閣総理大臣をはじめ、横路孝弘衆議院議長、平田健二参議院議長、松崎公昭総務副大臣（写真5.5-3）、久保信保消防庁長官、北村吉男全国消防長会会長や全国の消防殉職者のご遺族、都道府県消防協会関係者など多くの方々が列席した。



写真5.5-1 天皇皇后両陛下御臨席

1) 消防庁 平成23年版消防白書 <http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html>（平成25年1月21日参照）

2) 消防庁 消防の動き12年1月号 http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_3.html（平成25年1月21日参照）

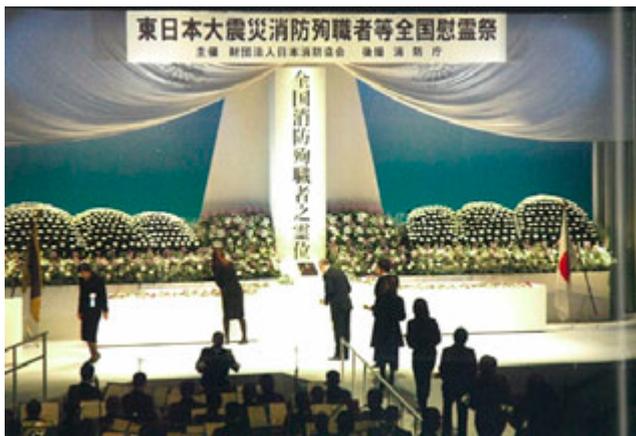


写真5.5-2 ご遺族の献花



写真5.5-5 東日本大震災鎮魂レリーフの除幕式¹⁾



写真5.5-3 松崎総務副大臣の献花

慰霊祭に先立ち、東日本大震災において、地域住民の生命と財産を守るため、この未曾有の大災害に立ち向かって殉職した消防職団員を悼み、その活動、功績を永く後世に伝えるため、震災モニュメントとして、巨大津波と災害現場での様々な活動の様子を表現した東日本大震災鎮魂レリーフ（横3m×縦1m）が、同会館1階北側の壁面に設置された（写真5.5-4、5.5-5）。

5.5.2 ▶ 東日本大震災で活動した消防職団員等への対応¹⁾

平成23年11月9日、消防庁主催でイイノホールにおいて、東日本大震災に際し、災害活動等に尽力した被災地の消防本部をはじめとする全国の消防本部、消防団及び消防防災航空隊に対し感謝の意を表すため、「消防職団員への感謝の集い」を開催し、功績のあった消防機関等を表彰した（写真5.5-6、5.5-7）。来賓として、当時の野田佳彦総理大臣（代理＝長浜博行内閣官房副長官）、横路孝弘衆議院議長、尾辻秀久参議院副議長らが出席した³⁾。

総務大臣表彰が授与された消防本部：	751 機関
総務大臣表彰が授与された消防団：	91 機関
総務大臣表彰が授与された消防防災航空隊：	39 隊



写真5.5-4 東日本大震災鎮魂レリーフの拡大図²⁾

1) 消防庁 消防の動き12年1月号
http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_3.html（平成25年1月21日参照）
 2) 財団法人日本消防協会 東日本大震災鎮魂レリーフ除幕式の開催
<http://www.nissho.or.jp/2011/12/h23oshi-1206.html>（平成25年1月21日参照）
 3) (株)近代消防社 近代消防2012年1月号 消防職団員への感謝の集い



写真5.5-6 消防本部代表として代表受領する
陸前高田市消防本部¹⁾



写真5.5-7 消防団代表として代表受領する石巻市石巻消防団¹⁾

5.5.3 ▶ 原発事故の対応にあたった「フクシマの英雄たち」へのアストゥリアス皇太子賞

平成23年10月21日、スペインのアストゥリアス皇太子賞財団は、東京電力福島第一原発事故に対応した「フクシマの英雄たち」にスペインで最も権威のあるアストゥリアス皇太子賞（共存共栄賞）として賞状（写真5.5-8）及び副賞品（楯、ジョアン・ミロの彫刻）を授与した。

授与式には、消防関係者として東京消防庁消防救助機動部隊総括隊長の富岡豊彦消防司令、他に警察庁及び防衛省から各2人が出席した。

なお、楯（写真5.5-9）には、「アストゥリアス市民に代わり、アストゥリアス公国州議会は、2011年3月に発生した津波による悲惨な状況を被った日本国の市民の苦しみを共に分かち合うことを表明すると共に、アストゥリアス皇太子賞・共存共栄賞の

受賞に値する「フクシマの英雄たち」の模範的な行動を高く評価し、義務の遂行に際しその無限の勇敢さと比類なき利他心、そして最善の人間的精神を世界中に示した。」（仮訳）と記されている。



写真5.5-8 アストゥリアス皇太子賞の賞状



写真5.5-9 アストゥリアス皇太子賞の副賞の楯

1) 消防庁 消防の動き12年1月号 http://www.fdma.go.jp/concern/publication/index_3.html（平成25年1月21日参照）

5.5.4 ▶ 惨事ストレス対策

東日本大震災においては、地震発生直後から岩手県・宮城県・福島県のほか、全国44都道府県から30,684人（平成24年9月28日時点）の消防職員が緊急消防援助隊として被災地に派遣され、降雪による天候不良や山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、余震や津波への警戒を続けながら、消防活動に従事した。同僚の死亡・行方不明及びこれまでに経験したことがなかったような大規模かつ凄惨な災害現場での消防活動により、強い心理的影響を受けた消防職団員の惨事ストレス発生が懸念された。

消防庁では、平成23年5月より被災県内消防本部・消防団に精神科医、臨床心理士等により構成される緊急時メンタルサポートチームを順次派遣するとともに、平成23年11月より岩手県・宮城県・福島県及び全国主要都市において惨事ストレスセミナー及び個別相談会を開催し、消防職団員の惨事ストレスケアを実施した。

1 消防本部に対する惨事ストレスケア

消防庁は、まず、平成23年3月23日に、各消防本部に対して惨事ストレスケアの実施の必要性等、消防職員の身体的・精神的ケアに関する事務連絡¹⁾を発出した。

震災から約1ヶ月後の平成23年4月15日²⁾には、被災県の各消防本部や緊急消防援助隊として出動し

た44都道府県の消防本部に対して、緊急時メンタルサポートチーム（従来からの体制で図5.5-1のとおり。）の派遣要望調査を実施した。

その結果を取りまとめ、被災地を重点対象として派遣することとする一方で、緊急消防援助隊として出動した消防本部に対しては、派遣時期が不明確であったことから、独自のメンタルケア対策をとる本部のために、専門家を紹介するとともに、その経費については、平成23年度補正予算（第1号）で対応可能である旨の周知を行った⁴⁾。

表5.5-1 緊急時メンタルサポートチームの派遣状況⁵⁾

派遣先	消防本部		
	派遣対象の消防本部数	全体講義	個別カウンセリング
岩手県	—	—	—
宮城県	5本部	282人	217人
福島県	3本部	236人	89人
合計	8本部	518人	306人

(注)表中の数字は、延べ数字である。

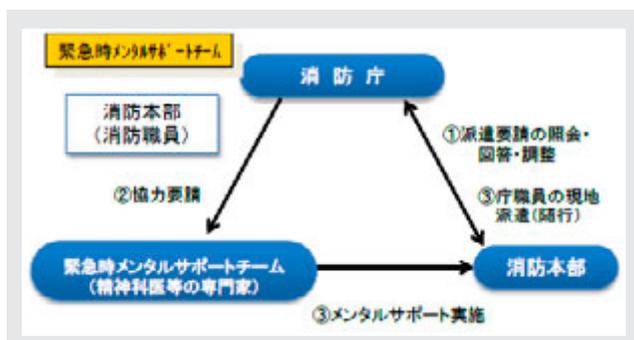
緊急時メンタルサポートチームの派遣は、平成23年5月17日から開始し、表5.5-1のとおり要望のあった被災地に対し、延べ8消防本部824人（平成24年3月31日時点）の消防職員に対してメンタルケア対策を実施した。

派遣先消防本部における同チームの活動は、惨事ストレスへの理解を深めるための全体講義及び要受診者等に対する個別カウンセリングを中心として行った。

全体講義は、緊急時メンタルサポートチームの精神科医、臨床心理士、大学教授などにより、消防職員に対する講義として実施した。講義の内容は、「惨事ストレスに関する正しい理解やそのケアの方法」や「被災者家族に対するケア」、「組織としての殉職者への弔い」等、それぞれの消防本部に必要なテーマをチームの専門家が資料を準備して対応した（写真5.5-10）。

また、講義にあわせて、会場で呼吸法やストレッチ等のリラクゼーション方法なども実施した。

図5.5-1 消防職員への惨事ストレスケア体制³⁾



1) 消防庁 東北地方太平洋沖地震で現場活動に従事した消防職員の惨事ストレス対策について（事務連絡）平成23年3月23日
 2) 消防庁 東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する要望調査等について（照会）消防消第50号 平成23年4月15日
 3) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 第2回ワーキングチーム会議 資料3 平成24年1月30日
 4) 消防庁 東日本大震災に係る緊急時メンタルサポートチームの派遣について（事務連絡）平成23年5月13日
 5) (株)近代消防社 近代消防2012年6月号 東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスと今後の課題



写真5.5-10 消防本部における全体講義の様子¹⁾

さらに、福島県での講義では、放射線科の医師等の協力のもと、「放射線に関する正しい知識」や「被ばくによる健康被害」等について講義や相談会を実施するなど、あらゆる角度からストレス解消に努めた。

個別カウンセリングについては、①本人の希望や周囲からの勧めがある者、②チェックリスト(PTSD^{*1}予防チェックリスト、IES-R^{*2})の高得点者、③被災状況(殉職者の上司・部下・同僚、身内との死別、自宅や自家用車が被災等)からケアが必要と思われる者等を考慮して対象者とした。

個別カウンセリングは、原則として内容を他に漏らさないこととし、それぞれが個室でチームの専門家とマンツーマンでケアを実施した。

本人から申し出のあった場合、改善事項やカウンセリング受診者個人の特殊な事情について、消防本部の幹部職員に伝達した。また、医療機関への受診が必要な者に対しては、直接本人に医療機関への受診に関する指導・助言を行った。

カウンセリングを実施した結果、不眠、イライラする、怒りっぽくなった等のストレス症状を訴える受診者が多く、その要因として、震災により家族や同僚を失った人的な要因、津波により自宅や自家用車等が損壊等した物的な要因、二重ローン等による金銭的な要因、放射線被ばくに関する要因等、場所・人により様々なストレス要因があった。

なお、個別カウンセリングの結果は、守秘義務に配慮しながら消防本部の幹部職員等に伝達し、組織として今後どのような対応をすべきかについて指導・助言を行った。

緊急時メンタルサポートチーム(写真5.5-11)として派遣された専門家数は、延べ24人で、その内訳は、精神科医7人、臨床心理士等16人、大学教授1人である。



写真5.5-11 消防本部から活動状況の説明を受ける緊急時メンタルサポートチーム¹⁾

1) 消防庁 消防の動き 東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスケアについて 平成23年12月488号
<http://www.fdma.go.jp/concern/publication/ugokiList23.html> (平成25年1月21日参照)

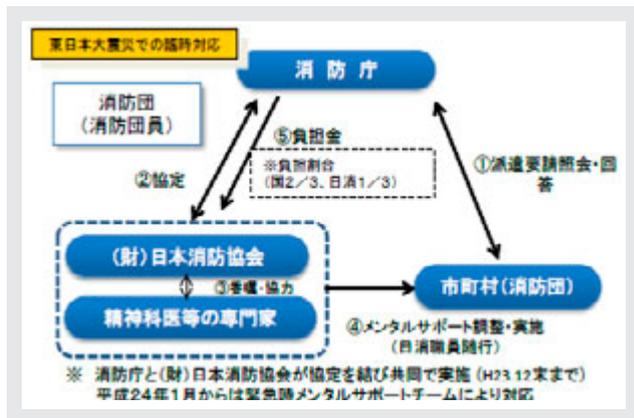
*1 Posttraumatic stress disorder (心的外傷後ストレス)とは、強い心的外傷がストレス源となり心身に支障をきたし、社会生活にも影響を及ぼすストレス障害のことである。

*2 IES-R (改訂出来事インパクト尺度)とは、災害や事件等の外傷的出来事についてPTSDの症状の尺度となるものであり、日本語版を東京都精神医学総合研究所で作成している。

2 消防団に対する惨事ストレスケア

被災地の消防団については、多数の消防団員が津波等により死亡・行方不明となった。また、非常に過酷な活動に従事したことから消防職員と同様に惨事ストレスの発生が危惧される状態であった。そのため、消防庁は、厚生労働省と連携協力し、被災地で活動している「心のケアに関する専門家チーム」の支援が受けられるよう対応を図った¹⁾。

図5.5-2 消防団員への惨事ストレスケア体制²⁾



しかしながら、津波により甚大な被害を受けた沿岸部市町村においては、各種の災害対応関係業務に追われるなど、消防団への惨事ストレスケアの対応は困難な状況であった。こうした状況を踏まえて、過去、消防団に対して緊急時メンタルサポートチームを派遣した例はなかったものの、平成15年に同チームを創設して以来、初めて消防庁からチームの専門家を派遣することとし、財団法人日本消防協会と共同して、平成23年5月19日から被災県に対して要望調査を開始し、平成23年6月、財団法人日本消防協会と共同で被災地の消防団を対象に心のケアに関する専門家チームを派遣することを決定した（図5.5-2）。

消防団員の場合、常備消防職員と異なり他に生業等を持っているため、心のケアのための研修会等に参加する時間がとれないことがあるほか、震災により避難所生活を余儀なくされている者も多かった。

そのため、バラバラに避難生活をしていたため、各団員への連絡がスムーズにいかない苦労があった。

惨事ストレスは、活動直後にはストレス反応を示さず、ある程度の時間が経過した後にストレス反応を示す（惨事ストレスの遅発）もあることから、より多くの消防団員に惨事ストレスの対策の基礎について専門家の講義等を受けてもらうべく、平成23年9月30日に改めて被災県に対する専門家チームの派遣要請を照会し、要請に応じて派遣した（表5.5-2）。

表5.5-2 心のケアに関する専門家チーム及び緊急時メンタルサポートチームの派遣状況³⁾

派遣先	消防団	
	派遣対象数	対象者数
岩手県	5会場	199人
宮城県	1会場	114人
福島県	2会場	98人
合計	8会場	411人

(注1) 表中の数字は、延べ数字である。
(注2) 福島県の対象者数には、個別面談2人を含む。

これらの活動の結果、平成23年7月から平成23年12月末までの間、7会場延べ302人の消防団員の惨事ストレスケアを行った。なお、消防庁は、平成24年1月から同年3月末までは、平成23年度補正予算（第3号）で予算措置を講じ、消防庁事業として同チームの派遣を行い、1会場109人の消防団員の惨事ストレスケアを行った。また、平成24年度においても要望に応じて派遣している。

派遣先消防団における同チームの活動については、消防団員を一堂に集め、同チームメンバー講師による講義が中心になった。そもそも、消防団においては、惨事ストレスに対する教育を受ける機会も少なく、消防職員と異なり惨事ストレスに関する知識を有している団員が少ない状況であったことから、基礎的な内容の講義とし、惨事ストレスへの理解に努めた。また、講義の中で、心のケアに関する相談窓口を紹介するなど、適切な惨事ストレスケアが受けられるよう支援を行った。

1) 消防庁 東日本大震災地震に係る消防団員の心のケアについて 事務連絡 平成23年4月27日

2) 消防庁 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会 第2回ワーキングチーム会議 資料3 平成24年1月30日

3) (株)近代消防社 近代消防2012年6月号 東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスと今後の課題

3 惨事ストレスセミナーの開催¹⁾

東日本大震災においては、被災地の消防職団員のみならず、緊急消防援助隊として出動した全国の消防職員への惨事ストレスケアも必要な状況となった。

そこで、消防庁は、惨事ストレスに対する理解や認識、対策を学ぶ機会を設けることを目的として、岩手県・宮城県・福島県だけでなく全国主要都市において計9回の惨事ストレスセミナーを開催した(表5.5-3)。さらに、同時並行して個別相談会を実施し、同チームメンバーに対して惨事ストレス全般を相談できる機会を設けた。なお、福島県会場においては、放射線に関する講義と個別相談会を実施した。また、地方公共団体で惨事ストレスに対する認識を共有し、体系的な惨事ストレス対策の確立を図るため、この惨事ストレスセミナー及び個別相談会には、消防職団員に加え、都道府県及び市町村の消防防災主管課職員にも出席を促し、消防職員延べ1,009人(セミナー977人、個別相談会32人)、消防団員延べ57人(セミナー)、その他(都道府県及び市町村消防防災主管課職員等)延べ56人の参加があった。

惨事ストレスセミナー(写真5.5-12)については、惨事ストレスを理解するための概論とストレスケアマネジメントを大きな柱とした。緊急時メンタルサポートチームメンバーが講師となって、惨事ストレスに対する理解からその対処方法等を講義し、より一層の惨事ストレス対策の充実を図ることとした。また、講義では、効果的なリラクゼーションなども取り入れ、緊張の緩和方法なども伝授した。

個別相談会では、同チームメンバーが相談に対応することとし、惨事ストレス全般に関する相談に対応することとした。相談内容は、実際に被災地で活動した自身の惨事ストレスに関する相談、個人としての惨事ストレス対策に関する相談、組織としての惨事ストレス対策に関する相談など、消防職団員や消防本部等が抱える諸問題について様々な相談が寄せられた。

表5.5-3 惨事ストレスセミナーの開催状況²⁾

(平成24年3月31日時点)

会場	実施日	消防職団員数
岩手県	12月12日	46人
宮城県	12月21日	65人
北海道	1月11日	97人
福島県	1月20日	100人
東京都	2月16日	271人
大阪府	2月24日	151人
福岡県	3月6日	79人
愛知県	3月9日	144人
広島県	3月16日	81人
合計	9会場	1,034人

(注1)表中の数値は延べ数である。

(注2)各会場とも、当該都道府県以外の消防職団員も参加可能とした。

(注3)個別相談会への参加者数は含まない。



写真5.5-12 惨事ストレスセミナーの状況¹⁾

なお、上記のような消防職団員に対する惨事ストレス対策に係る相談会等の開催を行うために平成23年度補正予算(第3号)では、19百万円の予算措置を講じた。

1) (株)近代消防社 近代消防2012年6月号 東日本大震災に係る消防職団員の惨事ストレスと今後の課題

2) 消防庁 報道資料「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」の開催 平成24年6月1日